

【フラット35】地域連携型

子育て支援や地域活性化について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

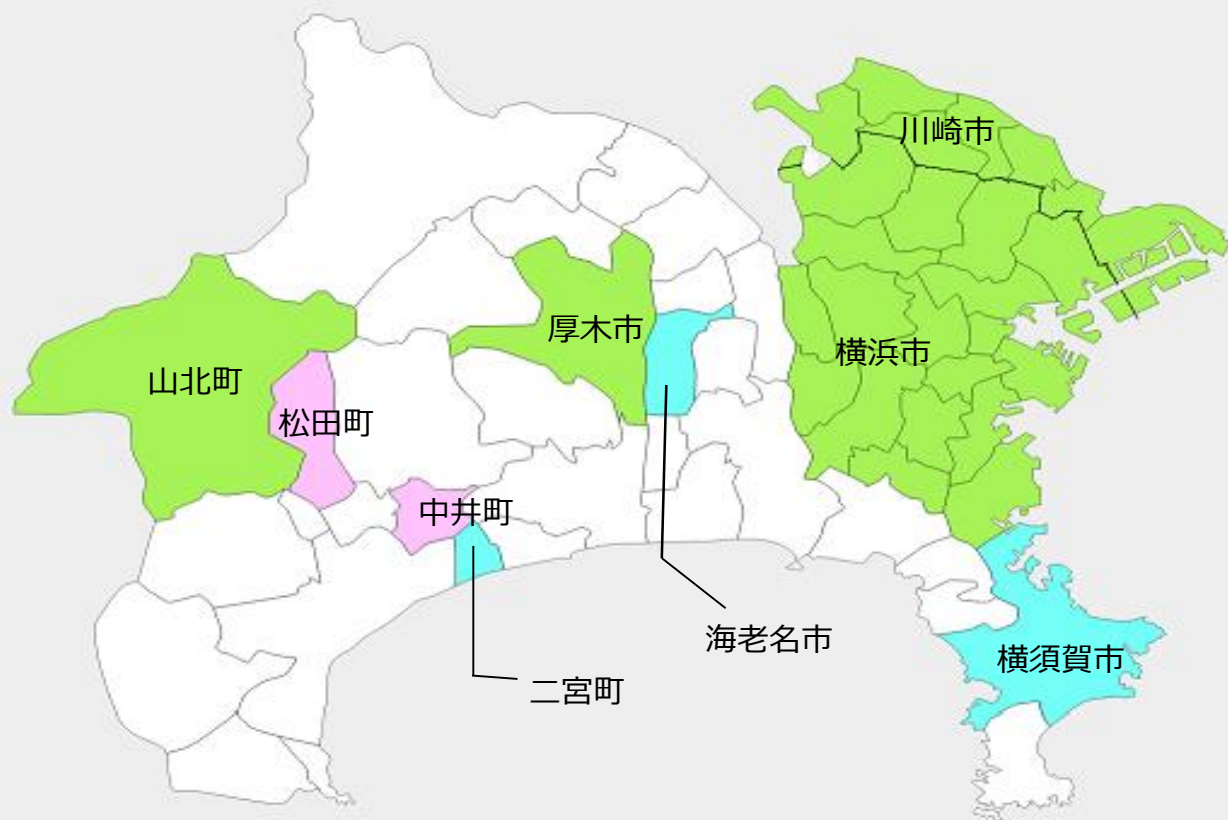
金利引下げ期間

金利引下げ幅

当初**5**年間【フラット35】の借入金利から 年▲**0.25%**【フラット35】Sと併用すると 当初5年間 年▲**0.5%**※【フラット35】S(金利Aプラン)なら、さらに6年目から10年目まで年▲**0.25%**

- 子育て支援で連携している先
- 空き家対策で連携している先
- 子育て支援とUターン、コンパクトシティ、空き家対策又は防災対策の複数で連携している先

令和3年5月6日現在



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客様コールセンターまでお問い合わせください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みの皆さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・変容性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客様コールセンターまでお問い合わせください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

連携する地方公共団体一覧

令和3年5月6日現在

市町村名	対象補助事業名	地域連携型					取扱開始日
		子育て支援	UIJ	コンパクト	空家	防災	
横浜市	住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度	中古	—	—	—	—	H29.5.25
	空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付事業	—	—	—	中古	—	R3.5.6
川崎市	スマートハウス補助金（住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業）	新築 中古	—	—	—	—	H30.12.3
	住宅等不燃化推進事業	—	—	—	—	新築 中古	R1.10.1
横須賀市	子育てファミリー等応援住宅バンク補助事業	—	—	—	新築 中古	—	H30.8.1
厚木市	要耐震改修空き家取得事業	—	中古	—	—	—	H29.9.1
	親元近居・同居住宅取得等支援事業	新築 中古	新築 中古	—	—	—	H30.5.1
	居住誘導区域（がけ地近接等危険住宅）移転事業	—	—	新築 中古	—	—	R3.5.6
海老名市	空き家活用促進リフォーム助成事業	—	—	—	中古	—	R1.5.20
中郡 二宮町	空き家リフォーム補助事業	—	—	—	中古	—	R3.5.6
足柄上郡 中井町	三世帯同居等推進事業	新築 中古	—	—	—	—	H30.4.1
足柄上郡 松田町	二世帯同居等支援事業	新築 中古	—	—	—	—	H29.8.1
足柄上郡 山北町	勤労者等住宅資金利子補助事業	—	新築 中古	—	—	—	H30.4.1
	定住促進事業（新築祝金の交付事業）	新築	—	—	—	—	H30.7.1

※ 事業タイプの新築＝新築住宅が対象、中古＝中古住宅が対象

【フラット35】地域連携型 が利用できる地方公共団体等は、
フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認いただけます！

【フラット35】地域連携型を利用する場合の
「手続き」や「返済額の軽減効果」についてはこちら



 **住宅金融支援機構**
Japan Housing Finance Agency
〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048-615-0420（通話料金がかかります。）